

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年8月16日
【報告者の氏名又は名称】	ヘバラ・ホールドコ・ツー・エル・ピー(Hebara Holdco II, L.P.)
【報告者の住所又は所在地】	アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューカッスルカウンティ、ウィル ミントン、1209 オレンジストリート 19801(1209 Orange Street, Wilmington, New Castle County, Delaware USA19801)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 新川 麻
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー
【電話番号】	03-6250-6200(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 飯永 大地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ヘバラ・ホールドコ・ツー・エル・ピー(Hebara Holdco II, L.P.)をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、サン電子株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。

- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとし、
- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

サン電子株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

2024年6月10日(月曜日)から8月15日(木曜日)まで(47営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(1,116,400株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨、及び、応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,239,500株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(5,232,461株)が買付予定数の上限(4,239,500株)を超えたため、公開買付開始公告(その後の公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。)及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2024年8月16日に、株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	5,232,461(株)	4,239,500(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券()		
株券等預託証券()		
合計	5,232,461	4,239,500
(潜在株券等の数の合計)		()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	42,396
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(2024年3月31日現在)(個)(g)	222,342
買付け等後における株券等所有割合 $((a + d) / (g + (b - c) + (e - f))) \times 100$ (%)	19.01

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者が2024年6月26日付で提出した「第53期有価証券報告書」(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)に記載された2024年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式並びに第5回新株予約権、第6回新株予約権、第9回新株予約権の行使により発行又は交付される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者有価証券報告書に記載された2024年3月31日現在の発行済株式総数(24,007,728株)から自己株式数(1,769,277株)を控除した株式数(22,238,451株)に、対象者有価証券報告書に記載された2024年5月31日現在残存する第5回新株予約権(71個)の目的となる株式数(7,100株)、第6回新株予約権(150個)の目的となる株式数(15,000株)、第9回新株予約権(4,577個)の目的となる株式数(45,770株)の合計(67,870株)を加算した株式数(22,306,321株)に係る議決権の数(223,063個)を分母として、計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

イ. 計算方法

応募株券等の数の合計(5,232,461株)が買付予定数の上限(4,239,500株)を超えたため、公開買付開始公告(その後の公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。)及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等(本公開買付けに応募した株主をいいます。以下同じとします。)からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとなりました。

ロ. 計算過程及び計算の結果

あん分比例の方式により計算した各応募株主等からの買付け等をする株券等の数の合計は4,239,500株となり、この株数を買付けました。

買付け等をする株券等に係る議決権の数	42,395.00	(A)
応募株券等に係る議決権の数	52,324.61	(B)
あん分比率	0.8102305970...	(A) / (B)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主の 応募株式数 (株)	あん分比例後 の株式数 (株)	1 単元未満の 株式数を 四捨五入 (株)	(3)により切 上げ/切捨て られた単元未 満株式数(株)	買付株式数 の増減 (株)	最終買付 株式数 (株)	応募株主に 返還する 株式数 (株)	件数 (件)
1	1,150,367	932,062.54	932,100	37.46		932,100	218,267	1
2	507,740	411,386.48	411,400	13.52		411,400	96,340	1
3	401,431	325,251.68	325,300	48.32	-100	325,200	76,231	1
4	389,500	315,584.82	315,600	15.18		315,600	73,900	1
5	340,900	276,207.61	276,200	-7.61		276,200	64,700	1
6	333,240	270,001.24	270,000	-1.24		270,000	63,240	1
7	304,585	246,784.09	246,800	15.91		246,800	57,785	1
8	180,400	146,165.60	146,200	34.40		146,200	34,200	1
9	169,540	137,366.50	137,400	33.51		137,400	32,140	1
10	156,000	126,395.97	126,400	4.03		126,400	29,600	1
11	145,690	118,042.50	118,000	-42.50		118,000	27,690	1
12	121,650	98,564.55	98,600	35.45		98,600	23,050	1
13	83,286	67,480.87	67,500	19.13		67,500	15,786	1
14	79,495	64,409.28	64,400	-9.28		64,400	15,095	1
15	78,200	63,360.03	63,400	39.97		63,400	14,800	1
16	78,000	63,197.99	63,200	2.01		63,200	14,800	1
17	73,560	59,600.56	59,600	-0.56		59,600	13,960	1
18	68,500	55,500.80	55,500	-0.80		55,500	13,000	1
19	63,900	51,773.74	51,800	26.26		51,800	12,100	1
20	60,000	48,613.84	48,600	-13.84		48,600	11,400	1
21	56,104	45,457.18	45,500	42.82		45,500	10,604	1
22	52,000	42,131.99	42,100	-31.99		42,100	9,900	1
23	45,500	36,865.49	36,900	34.51		36,900	8,600	1
24	43,069	34,895.82	34,900	4.18		34,900	8,169	1
25	39,550	32,044.62	32,000	-44.62		32,000	7,550	1
26	30,300	24,549.99	24,500	-49.99		24,500	5,800	1
27	29,040	23,529.10	23,500	-29.10		23,500	5,540	1
28	16,900	13,692.90	13,700	7.10		13,700	3,200	1
29	14,100	11,424.25	11,400	-24.25		11,400	2,700	1

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	各応募株主の 応募株式数 (株)	あん分比例後 の株式数 (株)	1 単元未満の 株式数を 四捨五入 (株)	(3)により切 上げ/切捨て られた単元未 満株式数(株)	買付株式数 の増減 (株)	最終買付 株式数 (株)	応募株主に 返還する 株式数 (株)	件数 (件)
30	13,900	11,262.21	11,300	37.80		11,300	2,600	1
31	13,800	11,181.18	11,200	18.82		11,200	2,600	1
32	10,000	8,102.31	8,100	-2.31		8,100	1,900	2
33	9,500	7,697.19	7,700	2.81		7,700	1,800	1
34	8,941	7,244.27	7,200	-44.27		7,200	1,741	1
35	8,800	7,130.03	7,100	-30.03		7,100	1,700	1
36	6,700	5,428.55	5,400	-28.55		5,400	1,300	1
37	6,093	4,936.74	4,900	-36.73		4,900	1,193	1
38	5,304	4,297.46	4,300	2.54		4,300	1,004	1
39	3,800	3,078.88	3,100	21.12		3,100	700	1
40	3,600	2,916.83	2,900	-16.83		2,900	700	1
41	2,400	1,944.55	1,900	-44.55		1,900	500	1
42	1,600	1,296.37	1,300	3.63		1,300	300	2
43	1,500	1,215.35	1,200	-15.35		1,200	300	3
44	1,451	1,175.65	1,200	24.36		1,200	251	1
45	1,000	810.23	800	-10.23		800	200	3
46	800	648.18	600	-48.18		600	200	2
47	602	487.76	500	12.24		500	102	1
48	600	486.14	500	13.86		500	100	2
49	300	243.07	200	-43.07		200	100	1
50	200	162.05	200	37.95		200	0	1
51	101	81.83	100	18.17		100	1	2
52	100	81.02	100	18.98		100	0	8
53	3	2.43	0	-2.43		0	3	4
54	2	1.62	0	-1.62		0	2	2
55	1	0.81	0	-0.81		0	1	5

(注) (2)及び(4)の株式数は小数点以下第三位を四捨五入しています。